

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業

基本協定書（案）

平成 20 年 10 月

大 牟 田 市

荒 尾 市

目 次

第1条（目的）	1
第2条（事業契約）	1
第3条（甲及び乙の義務）	1
第4条（SPCの設立等）	1
第5条（株式質・株式譲渡）	2
第6条（業務等の委託及び請負）	2
第7条（事業契約の締結等）	4
第8条（準備行為等）	4
第9条（事業契約不調の場合の処理）	5
第10条（違約金）	5
第11条（財務書類等の提出）	5
第12条（秘密保持）	5
第13条（協議）	6
第14条（準拠法及び管轄裁判所）	6
別紙 出資者誓約書兼保証書の様式	8

大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、大牟田市及び荒尾市（以下「甲」と総称する。）並びに代表企業、構成員及び構成員（以下「乙」と総称し、乙の代表企業であるを「代表企業」、「代表企業」を含む乙の各構成員を個別に「構成員」という。）は、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、共同浄水場の設計、工事、維持管理及び共同浄水場外施設の維持管理を一体の事業として実施することを目的とする第2条に定める各契約（以下、総称して「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の義務について必要な事項を定めるものとする。

第2条（事業契約）

本事業の事業契約は以下の3つの契約から構成される。

- （1）大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業に関する基本契約（以下「基本契約」という。）
- （2）大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業に関する建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）
- （3）大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業に関する維持管理業務委託契約（以下「維持管理業務委託契約」という。）

第3条（甲及び乙の義務）

- 1 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、甲の意見及び甲の要望事項を尊重するものとする。

第4条（SPCの設立等）

- 1 乙は、本基本協定締結後[1]ヶ月以内に大牟田市又は荒尾市内に本事業を事業契約の定めに従い遂行することを事業目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立し、平成21年[]月[]日までに、SPCにかかる商業登記簿謄本を甲に提出しなければならない。
- 2 前項のSPCの設立に当たっては、乙の構成員は全員出資を行うこととし、乙の構成員以外からのSPCへの出資は認められない。乙の代表企業の株式保有割合が、設立時から事業契約期間を通じて100分の50を超えるものとする。なお、出資金は、本施設の維持管理業務の開始前までに50,000,000円以上とする。
- 3 乙は、SPCの取締役が選任され、又は改選された場合、SPCをしてこれを甲に報告させ

るものとする。

- 4 事業契約期間中において、乙の構成員は原則として出資比率を変更できないものとする。但し、本事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲は出資比率の変更について協議に応じることができる。
- 5 乙の構成員は、第2条第(2)号に規定する契約を締結するために共同企業体を結成する際には、その結成後かつ事業契約締結前に甲の指定する特定建設工事共同企業体協定書及び特定建設工事共同企業体編成表を甲に提出するものとする。
- 6 乙の構成員のうち、前項の共同企業体を結成する者は、第2条第(2)号に規定する契約上の債務について連帯して責任を負う。

第5条(株式質・株式譲渡)

- 1 乙は、SPCの設立後直ちに、乙の構成員をして、維持管理業務委託契約上の甲のSPCに対する一切の債権(業務履行請求権を含むがこれに限られない。以下「被担保債権」という。)を担保するため、乙の構成員が所有し、SPCが発行する株式全部(以下「本株式」という。)の上に、甲のために第一順位の質権を設定させ、対抗要件を具備するために必要な措置をとらせる。
- 2 乙は、SPCが株式、新株予約権、新株予約権付社債又はこれらに類似する有価証券の発行をする場合には、SPCをして、甲の書面による事前の承認を得させなければならない。
- 3 乙は、乙の構成員をして、甲の事前の書面による承諾なく、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利を行使させてはならない。
- 4 本株式に関連して新株予約権の乙の構成員への付与又は乙の構成員による取得があった場合、本株式に基づく新株引受権の乙の構成員への付与又は乙の構成員による取得若しくは新株の乙の構成員への割当があった場合その他これらに類似する権利の乙の構成員への付与又は乙の構成員による取得があった場合には、乙は、乙の構成員をして、被担保債権を担保するため、当該新株予約権、新株引受権、新株式又はこれらに類似する権利、若しくは本株式に対する新株の割当なくして乙の構成員が取得した本株式以外のSPCが発行した株式に、第1項に準じて質権を設定させ、対抗要件を具備するために必要な措置をとらせなければならない。
- 5 乙は、SPCの株式、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

第6条(業務等の委託及び請負)

- 1 甲は乙に対し、次の第(1)号及び に掲げる業務(以下「建設工事請負業務」という。)を基本契約及び建設工事請負契約の定めに従い[工事企業(建設共同企業体を結成する場合には当該建設共同企業体)]に請け負わせ、次の第(1)号及び第(2)号に掲げる業務(以下「維持管理業務」という。)を基本契約及び維持管理業務委託契約の定めに従いSPCに委託するものとする。

(1) 共同浄水場に関わる業務

設計業務

- ア 事前調査
- イ 基本設計
- ウ 詳細設計
- エ 電波障害等対策

工事業務

- ア 土木工事
- イ 建築工事
- ウ 機械設備工事
- エ 電気設備工事

維持管理業務

- ア 運転管理業務
- イ 保守点検業務
- ウ 水質管理業務
- エ 修繕業務
- オ 消耗品調達管理業務
- カ 膜交換業務
- キ 薬品調達管理業務
- ク 光熱水燃料調達管理業務
- ケ 浄水ケーキ有効利用業務
- コ 見学対応業務
- サ 警備業務
- シ 植栽管理業務
- ス 清掃業務（施設清掃を含む。）
- セ 事業終了時の引継ぎ業務
- ソ 災害及び事故対策業務

(2) 共同浄水場外施設に関わる業務

- ア 運転管理業務
- イ 保守点検業務
- ウ 消耗品調達管理業務
- エ 薬品調達管理業務
- オ 燃料調達管理業務
- カ 植栽管理業務
- キ 清掃業務
- ク 警備業務

- 2 乙は、維持管理業務に関して、SPCと受託者等〔維持管理企業及び前項に定める工事企業（建設共同企業体を結成する場合には当該建設共同企業体）〕と総称して、以下「受託者等」という。〕との間において業務委託契約又は請負契約を締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、契約書等の写し又は受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出しなければならない。

3 受託者等は、第1項及び前項の規定により甲又はSPCから受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

第7条（事業契約の締結等）

1 甲及び乙は、事業契約を、本基本協定の締結日から平成21年4月30日までの間に、甲、乙の構成員及びSPCの間で締結させるものとする。但し、事業契約の締結がなされる前に、本事業又は事業契約の締結に関して、次の各号の事由が生じたときは、甲は、乙の構成員及びSPCとの間で事業契約を締結しないことができる。

(1) 乙の構成員のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第7項の規定により排除措置命令が確定したとき、又は、同法第49条第6項、第52条第3項、第66条第2項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(2) 乙の構成員のいずれかが、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、同法第50条第5項の規定により課徴金納付命令が確定したとき、又は同法第50条第4項、第52条第3項、第66条第2項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(3) 乙の構成員のいずれかが、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙の構成員のいずれかの役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(5) 前各号のほか、事業契約の締結までに、乙の構成員のいずれかが、平成20年10月付け「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業入札説明書」（その後の改訂も含む。）において提示された入札参加資格の全部又は一部を喪失したとき。

2 甲は、乙の構成員の責めに帰すべき事由により、乙の構成員及びSPCと事業契約を締結することができない場合には、乙の当該構成員に対し、本事業にかかる落札金額並びにこれにかかる消費税及び地方消費税の合計額の100分の5に相当する金額を損害賠償金として請求することができる。

3 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲のその超過分についての請求を妨げるものではない。なお、前項及び本項に基づいて乙が甲に支払った金員に関する大牟田市及び荒尾市での按分方法は、大牟田市及び荒尾市が別途協議して定める。

4 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

5 乙は、SPCと甲との間で事業契約が締結と同時に別紙の様式による出資者誓約書兼保証書を作成して甲に提出するものとする。また、乙は、SPCが増資を行った場合、当該増資完了後速やかに、かかる増資の結果を踏まえ、別紙の様式による出資者誓約書兼保証書を更新して甲に提出するものとする。

第8条（準備行為等）

- 1 事業契約締結前であっても、乙は、自己の責任と費用において本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業契約の当事者となる乙の構成員及びS P Cに速やかに引き継ぐものとする。

第9条（事業契約不調の場合の処理）

本基本協定に別段の定めがある場合を除き、事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担として、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第10条（違約金）

- 1 事業契約の締結後に、乙の構成員に第7条第1項但書各号の事由が生じたときには、乙の当該構成員が連帯して、甲の請求に基づき、落札金額並びにこれにかかる消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、事業契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、甲はその超過分につき賠償を請求することができ、乙の当該構成員は連帯してこれを支払う義務を負うものとする。なお、乙が第1項及び本項に基づいて乙が甲に支払った金員に関する大牟田市及び荒尾市での按分方法は、大牟田市及び荒尾市が別途協議して定める。

第11条（財務書類等の提出）

- 1 乙は、S P Cをして、S P Cの各事業年度最終日の3ヶ月前までに、共同浄水場の使用開始年度については、使用開始予定の6ヶ月前までに翌事業年度の事業計画を甲に提出させる。
- 2 乙は、本事業が終了するまでの間、S P Cをして、経営の健全性及び透明性を確保するために、S P Cの各事業年度最終日より3ヶ月以内に、会社法第435条第2項に定義する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（乙が会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。）を甲に提出させなければならない。
- 3 乙は、本事業が終了するまでの間、S P Cをして、前項のほかにS P Cの株主に関する経営状況及び会社法第435条第2項に定義する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（S P Cの株主が会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。）を、当該株主の毎事業年度最終日より3ヶ月以内に、甲に提出させなければならない。

第12条（秘密保持）

甲及び乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、甲が法令（大牟田市情報公開条例（平成 15 年条例第 37 号。その後の改正を含む。）又は荒尾市情報公開条例（平成 13 年条例第 17 号。その後の改正を含む。）を含む。）に基づき開示する場合、及び甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合は、この限りではない。

第 13 条（協議）

本基本協定の規定又は本基本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、本基本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

第 14 条（準拠法及び管轄裁判所）

本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本基本協定書を [] 通作成し、甲及び乙の各構成員が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 [] 月 [] 日

甲

大牟田市企業管理者

荒尾市水道事業管理者

乙

代表企業 []

代表取締役

構成員 []

代表取締役

構成員 []

代表取締役

平成 年 月 日

[大牟田市]

[荒尾市]

出 資 者 誓 約 書 兼 保 証 書

大牟田市及び荒尾市（以下「市」と総称する。）並びに[代表企業] [構成員] 及び[構成員] との間で、平成 年 月 日付で締結された「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業 基本契約書」（以下「本契約」という。）に関して、S P Cの出資者である、及び（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、後記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書兼保証書において使用される用語は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 【S P Cの名称】(以下「S P C」という。)が、平成 年 月 日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立され、本日現在、有効に存続していること。
- 2 (1) 本日現在における S P C の発行済株式総数は 株であり、総株主の議決権数は 個であること。
(2) 当社らの保有する S P C の株式に係る議決権の総数は 個であり、そのうち 個は が、 個は が、 個は がそれぞれ保有すること。
- 3 当社らは、本契約が終了するまでの間、S P C の議決権を各保有するものとし、本契約第 4 条第 2 項及び第 4 項を遵守するとともに、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、S P C の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。但し、当社らは、いかなる場合も、反社会的勢力（集团的に又は常習的に違法行為（犯罪行為を含むが、これに限られない。）を行うことを助長するおそれがある団体又はかかる団体の構成員をいう。）その他これに類する者に対し、かかる処分を行わないこと。
- 4 当社らが、市の書面による事前の承諾を得て S P C の株式を譲渡する場合、当社らは、当該譲渡と同時に、かかる譲渡の譲受人から、添付の様式による誓約書を徴求の上、市に提出すること。

以 上

住所
代表者

住所
代表者

住所
代表者

添付

平成 年 月 日

[大牟田市]

[荒尾市]

誓 約 書

大牟田市及び荒尾市（以下「市」と総称する。）並びに[代表企業] [構成員] 及び [構成員] との間で、平成 年 月 日付で締結された「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業 基本契約書」(以下「本契約」という。)に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において使用される語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する【S P Cの名称】(以下「S P C」という。)の株式に係る議決権数は 個であること。
- 2 当社が保有するS P Cの株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合、事前に市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。
- 3 市の書面による事前の承諾を得て、当社がS P Cの株式を譲渡する場合には、当該譲渡と同時に、かかる譲渡の譲受人から、本誓約書と同じ様式の誓約書を徴求の上、市に提出すること、また、担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを速やかに市に提出すること。

以 上

住所

氏名

代表者